

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年年1月12日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年1月30日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成19年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 薬師地区	観音寺市経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 寺上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 道下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 栗屋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 薬師池地区	〃
観音寺市逆瀬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 小原池地区	〃
三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 西谷上池地区	三豊市三野支所事業課